

産業・科学革新人材事業（INSIGHT）ガバニングボード運営規則（案）

令和 8 年〇月〇日

産業・科学革新人材事業（INSIGHT）

ガバニングボード

（趣旨）

第 1 条 産業・科学革新人材事業（INSIGHT）の着実な推進を図るため、事業の基本方針の策定や進捗状況に関する把握・評価等のマネジメントを担うガバニングボードについて、適切かつ円滑な運営を図るため、以下の事項について定める。

（議事）

第 2 条 ガバニングボードは、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

（書面による議決）

第 3 条 やむを得ない理由により会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもってガバニングボードの議決とすることができる。

2 前項の規定により議決を行った場合、次の会議において報告をしなければならない。

（会議の公開）

第 4 条 ガバニングボードの会議及び会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

一 人事に係る案件

二 行政処分に係る案件

三 前二号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、又は審議の円滑な実施に影響が生じるものとして、ガバニングボードにおいて非公開とすることが適当であると認める案件

（議事録の公表）

第 5 条 事務局は、ガバニングボードの会議の議事録を作成し、構成員等に諮った上で、これを公表するものとする。

2 ガバニングボードの会議が、前条の各号に掲げる事項について調査審議を行った場合は、構成員等に諮った上で、当該事項の議事録を非公表とすることができる。

(Web 会議システムを利用した会議への出席)

第6条 構成員は、Web 会議システム（映像と音声の送受信により会議に出席する委員の間で同時かつ双方向に対話をすることができる会議システムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。

2 Web 会議システムを利用した構成員の出席は、第2条の規定による出席に含めるものとする。

3 Web 会議システムを利用して出席した構成員は、当該 Web 会議システムにおいて音声が送受信できなくなった間は、当該会議を退席したものとみなす。

4 Web 会議システムを利用して当該会議に出席する構成員は、第4条の規定により会議が非公開で行われる場合は、原則として、本人以外の者に当該 Web 会議の画像及び音声を視聴させてはならない。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、ガバニングボードの議事の手続その他ガバニングボードの運営に関し必要な事項は、ガバニングボードにおいて定める。